

館林市総合地方卸売市場業務規程

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 館林市総合卸売市場が開設する地方卸売市場（以下「市場」という。）の運営に関しては、この業務規程の定めるところによる。

(市場の名称及び位置)

第 2 条 市場の名称及び位置は次のとおりとする。

- (1) 名称 館林市総合地方卸売市場
- (2) 位置 館林市細内町 6 1 5 番地

(取扱品目)

第 3 条 市場の取扱品目は、次に掲げる生鮮食料品等とする。

- (1) 野菜及び果実並びにこれらの加工品を主たる取扱品目とし、その他の食料品、農業資材等を従たる取扱品目とする。
- (2) 生鮮水産物及びこれらの加工品を主たる取扱品目とし、その他の水産品等を従たる取扱品目とする。

(開場の期日)

第 4 条 市場は、日曜日、国民の祝日及び東京都が定める中央卸売市場の臨時休市日並びに 1 2 月 3 0 日から翌年 1 月 4 日まで（以下「休日」という。）を除き、開場するものとする。

営業時間 午前 6 時から午後 3 時

- 2 開設者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(市場関係者への通知)

第 5 条 開設者は、開場の時期、時間を変更しようとするときは、卸売業者と協議の上、関係者に周知するものとする。

第 2 章 市場関係事業者

第 1 節 卸売業者

(卸売業者)

第6条 市場において、第3条の規定による取扱品目の卸売業務を行う者（以下「卸売業者」という。）の名称は、次のとおりとする。

青果関係	館林中央市場株式会社
水産物関係	館林中央市場株式会社

第2節 仲卸業者

（仲卸業者の数の最高限度）

第7条 仲卸業者（次条第1項の規定により開設者の承認を受けて仲卸の業務を行う者をいう。以下同じ。）の数の最高限度は、取扱品目の部類ごとに、次に掲げるとおりとする。

青果関係	2業者以内	水産物関係	1業者以内
------	-------	-------	-------

（仲卸業務の承認）

第8条 仲卸しの業務を行おうとする者は、卸売業者を経由し、開設者の承認を受けなければならない。

2 第1項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書等を、卸売業者を経由し、開設者に提出しなければならない。

（1）氏名、名称、商号及び住所

（2）その他必要な事項

3 開設者は、第1項の承認がその承認をすることによって仲卸業者の数が第7条の最高

限
度を超えることとなる場合及び第1項の承認を受けようとする者が卸売の相手方として必要な知識、経験及び資力信用を有しないと認められる場合は、同項の承認をしないものとする。

（仲卸業者の責務）

第9条 仲卸業者は、市場における仲卸しの業務を適正かつ健全に運営し、取扱物品について

の公正かつ妥当な評価及び品質管理の徹底並びに経営の近代化に努め、公正明朗な取引を推

進しなければならない。

（仲卸業務の承認の取消し）

第10条 開設者は、仲卸業者が卸売の相手方として必要な知識、経験及び資力信用を有しなくなったと認める場合には、その承認を取消すものとする。

2 開設者は仲卸業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取消すことができる。

（1）正当な理由がないのに第8条第1項の承認の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

（2）正当な理由がないのに引続き1月以上その業務を休止したとき。

- (3) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。
- (4) 開設者と仲卸業者が別に定める契約書並びに規定に違反したとき。

(名称変更等の届出)

第11条 第8条第1項の承認を受けた仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは遅滞なく、その旨、卸売業者を経由し、開設者に届け出なければならない。

- (1) 仲卸の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- (2) 仲卸の業務を廃止したとき。

2 仲卸業者が死亡し、若しくは解散し、又は破産手続開始の決定を受けたときは、当該仲卸業者の相続人若しくは清算人又は当該仲卸業者は、遅滞なくその旨、卸売業者を経由し、開設者に届け出なければならない。

第3節 買受人

(買受人の届出)

第12条 卸売業者は、市場内において卸売業者からせり売り又は入札等により生鮮食料品等を買受けようとする者(以下「買受人」という。)について、別に定めるところにより開設者に届け出なければならない。

2 卸売業者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書等を開設者に提出しなければならない。

- (1) 氏名、名称、商号及び住所
- (2) その他必要な事項

3 開設者は、買受人として、必要な知識及び資力信用を有しない者であるときは、届出を受理しないことができる。

(買受人届出受理書)

第13条 開設者は、買受人の承認をしたときは、卸売業者を経由し、買受人届出受理書を交付するものとする。

2 買受人は、開設者が第14条第2項の売買取引の全部の制限を受けた場合には、遅滞なく卸売業者を経由し、開設者に買受人届出受理書を返還するものとする。

(名称変更等の届出)

第14条 買受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には遅滞なく、その旨、卸売業者を経由し、開設者に届け出なければならない。

- (1) 氏名、名称、商号又は住所を変更したとき。
- (2) 買受人としての業務を廃止しようとするとき。

2 買受人が死亡又は解散したときは、当該買受人の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨、卸売業者を経由し、開設者に届け出なければならない。

(買受人保証金)

第15条 買受人は、保証金を卸売業者に預託しなければならない。ただし、買受人の資力信用等について、保証金設定の趣旨に反しない範囲において、卸売業者はこれを減額又は免除することができる。

2 買受人は卸売業者に対し、買受見込高に応じ保証金を預託するものとする。ただし、その預託額については、卸売業者が買受見込高により算定の上決定するものとする。

3 代払組織に加盟した場合は、その代払組合へ、加入金及び保証金を引き渡すものとする。

(買受人保証金の返金)

第16条 前条の保証金は、買受人としての資格を失ったとき返金する。ただし、卸売業者に対し、債務があるときは、その返済に充当するものとする。

2 保証金について利息はつけないものとする。

第4節 付属営業人

(付属営業人の設置)

第17条 開設者は、市場の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場の利用者に便益を提供し、又は市場の機能の充実をはかるため、市場内の店舗その他の施設において営業することを承認することができる。

2 前項の承認を受けて市場内において営業をしようとする者は、別に定める申請書を開設者に提出しなければならない。

(付属営業の規制等)

第18条 開設者は、付属営業の適正な運営を確保するため、特に必要があると認めるときは付属営業人に対してその業務又は取扱品目の販売について必要な指示をすることができる。

第3章 卸売市場の業務の方法及び取引参加者の遵守事項

第1節 開設者

(差別的取扱いの禁止)

第19条 開設者は、市場における業務の運営について、卸売業者、仲卸業者その他の卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(売買取引の結果等の公表)

第20条 開設者は、市場において取り扱う生鮮食料品等について、以下の条項で卸売市場法（以下「法」という。）施行規則第18条により、主要な品目の卸売数量及び価格その

他の事項をインターネットの利用その他の適切な方法で公表しなければならない。

(衛生上有害物品の売買禁止)

第21条 開設者は、衛生上有害な物品が、市場に搬入されることがないように努めるものとする。

2 衛生上有害な物品は、市場において販売し、又は販売の目的をもって所持してはならない。

3 開設者は卸売業者をして、衛生上有害な物品の売買を差止め、又は撤去を指示することがある。

第2節 開設者以外の関係者

(売買取引の原則)

第22条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

第23条 卸売業者が、市場において行う卸売については、せり売り若しくは入札又は相対取引の方法によらなければならない。

(指値等のある受託物品)

第24条 卸売業者は、受託物品に指値その他の条件のある場合は、販売前にその旨を表示しなければならない。

2 前項の表示をしなかったときは、卸売業者は指値をもって買受人に対抗することができない。

(差別的取扱いの禁止)

第25条 卸売業者は、卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(売買取引条件の公表)

第26条 卸売業者は、法施行規則第20条で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

(売買取引の結果等の公表)

第27条 卸売業者は、法施行規則第22条で定めるところにより、取扱品目に属する生鮮食料品等に関する事項について、開設者が別に定める時までインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(卸売物品の引取り)

第28条 買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。

2 卸売業者は、正当な理由がなく、買受人が引き取りを怠ったと認められるときは、買受人の費用でその物品を保管し又は催告した後、他の者に卸売することができる。

3 卸売業者は、前項後段の規定により、他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売、入札又は相対取引（いわゆる「定価売」を含む。以下同じ。）に係る価格に消費税額及び地方消費税額に相当する金額を上乗せした価格をいう。）が第1項の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額を同項の買受人に請求することができる。

（代金決済の方法）

第29条 卸売業者は、取扱物品を卸売したときは、売買仕切書を作成するとともに、当該仕切書を添え、現金又は、送金その他の方法でその卸売した日後、青果関係3日締め3日後払い、水産関係15日 \times 15日後払いにて、その代金（消費税額及び地方消費税額を含む。）を出荷者に対して支払わなければならない。ただし、特約のある場合はその限りでない。

2 前項の売買仕切書には、当該卸売をした物品の品目、等級、価格（消費税額及び地方消費税額を除く。）、消費税額及び地方消費税額並びに数量を正確に記載しなければならない。

（買受代金支払義務）

第30条 卸売業者は、取扱物品を卸売したときは、直ちに売渡し票を作成し、買受人等に通知するものとする。

2 買受人等は、卸売業者から買い受けた取扱物品については、直ちに引取るものとし、前項の売渡し票に基づき、卸売業者指定期日内の買受代金（消費税額及び地方消費税額を含む。）を現金又は送金の方法で卸売業者精算指定日までに支払わなければならない。ただし特約のある場合はその限りでない。

3 仲卸業者から取扱物品を買い受ける者は、当該買受代金の早期の支払いに努めなければならない。

（出荷奨励金の交付）

第31条 卸売業者は、当該市場における取扱品目の安定供給の確保をはかるため、出荷者に対し出荷奨励金を交付することができる。ただし、特約のある場合はこの限りでない。

（完納奨励金の交付）

第32条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、買受人に対し完納奨励金を交付することができる。

2 当該完納奨励金の交付は、卸売業者の財務の健全を損ない、又は卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するものであってはならない。

（事業報告書の作成及び閲覧等）

第33条 卸売業者は、毎事業年度終了後90日以内に法施行規則第21条で定めるところにより、事業報告書を作成し開設者に提出するとともに、貸借対照表及び損益計算書について閲覧の申し出があった場合は、次に掲げる場合を除き、これを閲覧させなければならない。

（1）当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申し出がなされた場合

（2）安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外

- の目的に基づき閲覧の申し出がなされたと認められる場合
(3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申し出がなされた場合

第4章 卸売の業務に関する品質管理

(物品の品質管理の方法)

第34条 開設者は、取扱品目の部類及び当該卸売の業務に係る施設ごとに、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、次の各号に掲げる事項を規則で定めなければならない。

- (1) 施設の取扱品目
 - (2) 施設の設定温度と温度管理に関する事項
 - (3) 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項
 - (4) その他卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項
- 2 卸売業者、仲卸業者、付属営業人その他取引参加者は、前項の規定で定める物品の品質管理の方法に従わなければならない。

第5章 市場施設の使用

(施設の使用の指定)

第35条 卸売業者、仲卸業者及び付属営業人等が市場内で使用する用地、建物、その他の施設(以下「市場施設」という。)の位置、面積、期間、その他の使用条件は開設者が指定する。

- 2 前項の市場施設の使用料(消費税額及び地方消費税額を含む。)等は、別に定められた契約書締結により行うものとする。

(用途変更、原状変更、転貸等の禁止)

第36条 市場施設の利用者は、当該施設の用途または原状を変更し、又は当該施設の全部又は一部転貸し、若しくは使用させてはならない。ただし、特別の理由により開設者の承認を受けた場合はこの限りでない。

(補修弁済)

第37条 市場施設の利用者は、市場施設を故意又は過失により、滅失又は損傷した場合は、その補修をし、又はそれにかわる費用を弁済しなければならない。

(市場施設の返還)

第38条 利用者の死亡、解散若しくは廃業又は許可の取消しその他の理由により、市場施設

の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、開設者の指定する期間

内に自己の費用で当該施設を原状に復し返還しなければならない。

第6章 監 督

(市場秩序の保持等)

第39条 市場に入場するものは、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害するような行為を行ってはならない。

2 開設者は、市場秩序の保持又は、公共の利益をはかるため必要があると認めるときは、取引参加者に対し適当な措置又は入場の制限をすることができる。

(清潔の保持等)

第40条 市場の利用者(仲卸業者、付属営業人を含む)は、当該市場施設の清潔を保持し、自己の商品、容器その他の物件を管理して放置してはならない。

(報告等)

第41条 開設者は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため、必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者、又は付属営業人に対し、その業務又は財産に関して、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 開設者は、市場における卸売業者の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、市場施設の使用に関し、その使用者の業務若しくは帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

(改善措置命令)

第42条 開設者は、卸売業者、仲卸業者、付属営業人、その他取引参加者の市場における卸売又は買受けの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者、又は付属営業人、その他取引参加者に対し、必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 開設者は、市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場施設の利用者に対し、当該市場施設の使用に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(監督処分)

第43条 開設者は、卸売業者、仲卸業者、付属営業人、その他取引参加者がこの規程又はこの規程に基づく指示若しくは処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を指示し、第8条第1項、第12条第1項又は第17条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、市場施設の使用を停止し、若しくは市場への入場を停止することができる。

2 法人の代表者、法人若しくは人の代理人又は従業員その他の使用人が、その法人又は人の業務に関し、この規程又はこの規程に基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて、市場への入場を停止することができるほかその法人又は人に対しても前項の規定を適用する。

第7章 雑 則

(補則)

第44条 この業務規程の施行に関して必要な事項は、開設者が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程第55条による委託手数料の率の届出のために必要な手続その他の行為は、この規程の施行前においても行うことができる。

附 則

- 1 この規程は、令和2年6月21日から施行する。
- 2 この業務規程の施行前に改定前の業務規程（以下「旧業務規程」という。）又は旧業務規程に基づく規則その他の規程によってした処分、手続きその他の行為は、この業務規程又はこの業務規程に基づく規則その他の規程にこれに相当する規定があるときは、当該規定によってしたものとみなす。